※分からないことや詳しいことは、問にお問い合わせください。

荒尾市行政手続条例を改正しました

問総務課行政管理係
☎ 63-1209

公正で透明性の高い行政運営を行い、市民の皆さんの権利や利益を守るため、荒尾市行政手続条例を改正し、４月から施行します。

荒尾市マスコットキャラクター「マジャッキー」

【主な改正内容】

①市が行政指導※1 をする場合に許認可などの処分ができることを示すときは、根拠などを示します。

②市から法令違反行為を是正する行政指導※2 を受けた場合、行政指導の中止などを求めることができます。

③法令違反を発見した場合、市に処分や行政指導※2 を求めることができます。

※１…行政機関が任務や事務の範囲内で行政目的を実現するため、協力を求める行為。
※２…②③の行政指導は法律や条例に根拠となる規定があるものに限る。

平成 27 年度 後期高齢者医療保険料の通知書を送ります

問健康生活課高齢者医療係
☎ 63-1420

４月中旬までに仮徴収の対象者に通知書を送ります

【仮徴収とは】

平成 27 年度の保険料が決定する前に、前年度の保険料額をもとに仮計算した保険料を４月・６月・８月の３回で徴収するものです。保険料の確定は７月に行いますが、確定後の本徴収だけで納めていただくと、１回あたりの徴収額が大きくなるため、仮徴収と本徴収の年６回で年金から差し引きます。

【平成 27 年度の保険料率（平成 26 年度と同じ）】

均等割額：47,900 円　所得割率：9.26％

※保険料の上限額は年額 57 万円です。

※均等割額軽減（２割か５割）の対象者が拡大されます。

※所得の低い人や被用者保険の被扶養者だった人への保険料軽減は平成 27 年度も継続します。

【仮徴収の対象者と保険料の額】

①平成 26 年度に特別徴収（年金天引き）で納めていた人は、原則、ことし２月の徴収額と同額を４月・６月・８月の年金から徴収します。

②平成 26 年度の途中で後期高齢者医療に加入し、納付書か口座振替で納めていた人は、４月から特別徴収になる場合があります。保険料額は平成 26 年度の保険料額をもとに仮算定しています。

保険料の確定額の通知は７月に送ります

【保険料の納期】平成 26 年中の所得（収入）と平成 27 年４月１日時点の世帯状況で算定します。

特別徴収（年金天引き）の場合

１期		２期		３期		４期		５期		６期	
４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
仮徴収（原則前年度２月と同額）						本徴収（保険料確定後の調整額）					

普通徴収（納付書か口座振替の場合）

徴収なし			１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	９期
４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月

【特別徴収から口座振替への変更】

申し出ると特別徴収をやめて口座振替に変更することができます。ただし、審査の結果、口座振替への変更が認められない場合があります。

申告が必要ではありませんか

収入がなかったり、障害年金や遺族年金だけを受給していたりする場合も、本人や同じ世帯の人は申告が必要です。申告をしないと、低所得世帯でも保険料が軽減されなかったり、食事代の減額や高額療養費の限度額で本来の区分適用ができなかったりする不利益が生じることがあります。

65 歳以上の人の介護保険料額が変わります

問高齢者支援課
☎ 63-1418

介護保険制度とは

社会全体で支えあい、適切な介護サービスを総合的に提供する制度です。65 歳以上の人は第１号被保険者となり、所得状況などに応じて介護保険料を納付していただく必要があります。

65 歳以上の人の介護保険料は３年ごとに見直しが行われます。皆さんに納付していただく保険料は介護保険を運営するための大切な財源です。誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解をお願いします。

●介護保険の財源内訳

介護保険制度は 40 歳以上の被保険者に納付していただく保険料と公費を財源に運営しています。

❶調整交付金　5%
❷国・都道府県の負担金　32.5%
❸市町村の負担金　12.5%
❹ 40 ～ 64 歳の保険料　28%
❺ 65 歳以上の保険料　22%

●介護保険事業費の見込み

平成 27 ～ 29 年度の標準給付費（介護サービスに必要な額の９割）、地域支援事業費（介護予防事業、包括的支援事業の実施に必要な額）共に増加が見込まれています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
標準給付費	55 億 54,66 万	58 億 6,268 万	61 億 1,265 万
地域支援事業費	1 億 1,000 万	1 億 2,000 万	1 億 8,000 万
総事業費	56 億 6,466 万	59 億 8,268 万	62 億 9,265 万

（単位：円）

65 歳以上の介護保険料基準額は年額 69,600 円（月額 5,800 円）です

平成 27 年～ 29 年度に 65 歳以上の人にかかる介護サービス費を見込んで、介護保険料を決定しました。介護保険料の負担を少なくするために、介護保険事業運営基金を取り崩して算出を行い、その結果、介護保険料基準額は年額 69,600 円（月額 5,800 円）となりました。なお、所得段階は市民税の課税状況や合計所得金額などに基づき、９段階に区分します。

●介護保険料

段階		対象者	保険料率	年額保険料	月額保険料
1	市民税非課税世帯	生活保護受給者	0.45	31,320 円	2,610 円
		老齢福祉年金受給者			
		前年の年金収入などが 80 万円以下の人			
2		前年の年金収入などが 80 万円を超え、120 万円以下の人	0.75	52,200 円	4,350 円
3		前年の年金収入などが 120 万円を超える人			
4	市民税課税世帯	本人が市民税非課税で、前年の年金収入などが 80 万円以下の人	0.9	62,640 円	5,220 円
5		本人が市民税非課税で、前年の年金収入などが 80 万円を超える人	1.0［基準額］	69,600 円	5,800 円
6		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.2	83,520 円	6,960 円
7		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人	1.3	90,480 円	7,540 円
8		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	1.5	104,400 円	8,700 円
9		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上の人	1.7	118,320 円	9,860 円

※年金収入など…合計所得金額＋課税年金収入額

【保険料の納め方】

●普通徴収

６月に送付する納付通知書で納めてください。口座引き落としもできます。

●特別徴収

年金支給月に年金から天引きします。４～８月の仮徴収期間は平成 26 年度の段階で、10 月以降は平成 27 年度分で再計算された保険料額で天引きします。

※各期の納付額は通知書などをご確認ください。